当裁判所昭和二八年(オ)第一三〇〇号損害賠償請求上告事件について、申立人の申立を相当と認め、裁判官全員の一致で左のとおり決定する。

主 文

申立人に訴訟上の救助を与える。

昭和三〇年一〇月六日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官